

非国際的武力紛争における海上での武力衝突 に適用される法的パラダイムの研究

保 井 健 呉

はじめに

2017年2月、イエメンにおいてフーシ派との非国際的武力紛争に従事するサウジアラビアのフリゲートがフーシ派の操る無人自爆艇によって攻撃された¹⁾。フーシ派による海上を航行する艦船への攻撃はこの一例に限られたものではなく、フーシ派には海洋での作戦能力があるとの評価がなされている²⁾。イエメンの実行でみられるように非国際的武力紛争において政府軍ではなく叛徒が海上においても武力紛争を戦うことは今日珍しいことではない。それだけでなく、叛徒は海上を交通路として利用することで自らの戦力を増強しさえしている。これらは非国際的武力紛争の文脈における叛徒による海洋の利用が国際的武力紛争において国家により行われているものと遜色ないことを示していると言えよう。

国と叛徒との間で戦われる武力紛争の規律について、伝統的国際法におい

-
- 1) USNI News, *Navy: Saudi Frigate Attacked by Unmanned Bomb Boat, Likely Iranian*, (2017), <https://news.usni.org/2017/02/20/navy-saudi-frigate-attacked-unmanned-bomb-boat-likely-iranian>, (accessed 30 March 2020); USNI News, *Video Shows Houthi Boat Attack on Saudi Frigate*, (2017), <https://news.usni.org/2017/02/07/houthi-boat-attack-saudi-frigate>, (accessed 30 March 2020).
 - 2) Al Jazeera, *Yemen's Houthi rebels seize vessel in Red Sea*, (2019), <https://www.aljazeera.com/news/2019/11/yemen-houthi-rebels-seize-vessel-red-sea-191118163426377.html>, (accessed 30 March 2020).

て内戦は国内管轄事項であり交戦団体承認を通した「戦争化」によって初めて国際法による規律の対象とされた³⁾。その後、1949年のジュネーヴ諸条約共通3条が初めて非国際的武力紛争に適用される武力紛争法規則を規定し、1977年のジュネーヴ諸条約第二追加議定書がその保護を拡充した。今日、非国際的武力紛争に適用される武力紛争法規則は武力紛争の事実に対する実際的な保護の拡充の要請を背景に、戦争犯罪に関する国際判例の蓄積も経て、国際的武力紛争に適用されるものと同じ規則が適用されるとみなされるに至っている⁴⁾。こうした非国際的武力紛争法の拡充は主として陸戦法規の分野で展開されたが⁵⁾、今日では海戦法規についても同様に非国際的武力紛争への適用は否定されていないことを1994年の海上武力紛争に適用される国際法サンレモ・マニュアル⁶⁾においても確認することができる⁷⁾。

これらの帰結として、本質的には法執行の文脈におかれる非国際的武力紛争に敵対行為を規律する武力紛争法が適用されることとなる。これは本質的には敵対行為として武力紛争法によって規律されてきた国際的武力紛争と異なる文脈の下で非国際的武力紛争における戦いが規律されることを示している⁸⁾。つまり、非国際的武力紛争においては身柄の拘束と処罰を重視する法執行パラダイムと集団である叛徒の武力による制圧を重視する敵対行為パラ

3) L. Moir, *The Law of Internal Armed Conflict*, (Cambridge University Press, 2002), p.3; 藤田久一『新版 国際人道法』(有信堂、2003年) 211頁。

4) 真山全「武力紛争法と人道化逆説: 付随的損害の扱い」『世界法年報』第36号(2017年) 6-8頁。

5) J.-M. Henckaerts and L. Doswald-Beck, eds., *Customary International Humanitarian Law Vol. I Rules*, (Cambridge University Press, 2005), p. xxxvi.

6) L. Doswald-Beck ed., *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea*, Prepared by International Lawyers and Naval Experts convened by the International Institute of Humanitarian Law, (Cambridge University Press, 1995), (*San Remo Manual*), p.187; 翻訳は竹本正幸監訳、安保公人、岩本誠吾、真山全訳『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル解説書』(東信堂、1997年)。

7) *San Remo Manual*, para.1.1: なお、後述するがこのことは陸戦法規について例えば占領法が非国際的武力紛争に適用されないように、必ずしも国際的武力紛争に適用される全ての海戦法規が非国際的武力紛争において適用されることを意味しない。

8) 例えば、非国際的武力紛争においては攻撃の正当性に対する強化された説明責任の存在が指摘されるなど、文脈の違いに起因するあてはめがみられる(真山全「テロ行為・対テロ作戦と武力紛争法」初川満編『テロリズムの法的規制』(信山社、2009年) 109頁)。

ダイムの二つの枠組みが同時に作用している⁹⁾。これら二つのパラダイムの関係は必ずしも調和的ではないことから、非国際的武力紛争における人の保護について法執行に適用される人権法と武力紛争法の適用の狭間に相矛盾する状況が現出する¹⁰⁾。こうした状況に対して今日両者の保護の内もっとも適当なものが適用されることでお互いの保護の間隙を埋めるとする補完説に基づく調整が通説とされている¹¹⁾。

もちろん、こうした構造は海上で戦われる武力紛争についても人の保護については妥当するだろう。しかし、陸戦と異なり海戦が個人である兵士ではなく艦船のようなプラットフォームによって戦われていることから¹²⁾、海戦では人に対する保護の場合とは異なり海洋法と武力紛争法の重層的な適用における調整こそが主要な問題となる。特に海洋法上「船舶」には旗国の排他的管轄権の下で他国からの干渉を原則として受けない特別な地位が認められている¹³⁾。この船舶の国籍は国の主権の及ばない公海の秩序維持のための国の管轄権行使の基礎として重要な役割を果たすととともに¹⁴⁾、国は自国籍船舶を通して航海の利用の自由を享有してきた¹⁵⁾。他方で、武力紛争法は船舶の保護について異なった見方をしている。

海洋法は平時法として法執行パラダイムに含まれる。非国際的武力紛争の海戦への武力紛争法の適用が行われるとするとき、海洋法に基づく船舶の他国による干渉からの保護と武力紛争法に基づく物の攻撃からの保護としての船舶の保護はお互いに並行して適用されうるものであり、どちらの保護が優

9) 同上、99頁。

10) 薬師寺公夫「国際人権法とジュネーブ法の時間的・場所的・人的適用範囲の重複とその問題点」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）242頁。

11) 寺谷広司「人権・人道の理念と構造転換論」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）214-216頁、高嶋陽子『武力紛争における国際人道法と国際人権法の交錯』（専修大学出版局、2015年）241-242頁。

12) J. Kraska and R. Pedrozo, *International Maritime Security Law*, (Nijhoff, 2013), p.861.

13) UNCLOS92条1項。

14) 水上千之『船舶の国籍と便宜置籍』（有信堂、1994年）24、26-27頁。

15) 山本草二『国際法 新版』（有斐閣、1994年）421頁、水上『前掲書』（注14）24-25頁、林司宣ほか『国際海洋法 第二版』（有信堂、2016年）98頁。

先されるべきかという問題がここに生じることとなる。

非国際的武力紛争の文脈で叛徒によってもたらされる脅威への対処に関しては、「海上阻止活動 (maritime interception/interdiction operation, MIO)」のような法執行パラダイムを前提とした対処の議論や¹⁶⁾、非国際的武力紛争法への海戦法規の適用可能性に関する議論は存在するものの¹⁷⁾、両者の重層的な適用の詳細は必ずしも明らかではない。また、海洋における法執行パラダイムに関しては国による強制行為について「武力行使」パラダイムとの関係性が議論されてきた¹⁸⁾。しかし、それらの議論は国の法執行活動について国の強制行為により生じる国家間の問題を取り扱うものであり、非国家主体である叛徒の活動への対処における船舶の保護について法執行パラダイムと

16) MIO は法的意味をもたない用語にすぎず (W. H. von Heinegg, "Maritime Interception/Interdiction Operations," in T. D. Gill and D. Fleck, eds., *The Handbook of the International Law of Military Operations*, 1st ed., (Oxford University Press, 2010), p.375)、また明確な定義がなされていないことから、論者によってその指す内容は一定しない (see, M. D. Fink, *Maritime Interception and the Law of Naval Operations*, (Springer, 2018), pp.10-13; 吉田靖之『海上阻止活動の法的諸相』(大阪大学出版会、2016年) 23頁)。なお、MIO については必ずしも武力紛争の文脈の下で行われることが排除されていないが、MIO の枠組み自体は対処の法的根拠とならないために結局は本稿が対象とする法執行パラダイムと敵対行為パラダイムの適用関係の問題へと帰結する。

17) W. H. von Heinegg, "Methods and Means of Naval Warfare in Non-International Armed Conflicts," *International Law Study*, Vol.88, (Naval War College, 2012), pp.211ff; Fink, *supra* note 16, pp.173-180; また、2010年5月31日の「ガザの自由」船団事件との関連において、非国際的武力紛争への海戦法規の適用に関する議論が封鎖法の議論に偏っていることも指摘できる (see, D. Guilfoyle, "The Mavi Marmara Incident and Blockade in Armed Conflict," *British Year Book of International Law*, Vol.81, (2011), pp.192-194; A. Sanger, "The Contemporary Law of Blockade and the Gaza Freedom Flotilla," *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol.13, (2010), pp.405-408; J. Kraska, "Rule Selection in the Case of Israel's Naval Blockade of Gaza," *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol.13, (2010), pp.386-392)。

18) こうした議論を扱うものとして、D. Guilfoyle, *Shipping Interdiction and the Law of the Sea*, (Cambridge University Press, 2009), pp.271-277; P. J. Kwiat, "Maritime Law Enforcement and the Use of Force: Reflections on the Categorization of Forcible Action at the Sea in the Light of the Guyana/Suriname Award," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol.13, (2008), pp.49-91; 森川幸一「海上法執行活動に伴う use of force の概念」岩沢雄司ほか編『国際法のダイナミズム』(有斐閣、2019年) 651-677頁、佐藤教人「海上における法執行活動と武力の行使」『同志社法学』67巻5号 (2015年) 1-111頁を参照。

して適用される海洋法と敵対行為パラダイムとして適用される武力紛争法の関係に着目する本稿の問題意識とその対象を異にしている。そこで、本稿は議論の前提となる叛徒の能力を確認し、法執行パラダイムと敵対行為パラダイムのそれぞれの法を確認した上で、それらを非国際的武力紛争における海戦へあてはめ、敵対行為パラダイムのどのような場合の適用が妥当であるか明らかにする。

I. 非国際的武力紛争において海戦を戦う叛徒の能力

非国際的武力紛争における海戦の規律の分析に先立ち、叛徒の海洋を利用する事実上の能力をタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Eelam, LTTE) の活動から確認する。LTTE を検討の中心とするのは、以下で確認できるようにこれまでの叛徒の中で LTTE が最も有効に海洋を利用した叛徒の一つであるためである。また、検討にあたっては叛徒の能力を海上で戦う能力と海洋を利用する能力の二つに区分する。非国際的武力紛争への敵対行為パラダイムの適用は法執行から逸脱する暴力の規律の必要性の観点から主張されていることから、叛徒の戦う能力のみが対象とされるべきかもしれない。しかし、敵対行為パラダイムは叛徒を武力による制圧することを重視するものであり、この制圧には叛徒と戦うだけでなく、叛徒の活動基盤への対処をも含みうるためである¹⁹⁾。

19) この点について、海上での武力紛争が、「一つは制海を獲得するか争うこと (obtain or dispute the command of the sea) であり、もう一つは、完全な制海が確保されているかどうかにかかわらず、私たちが持つ交通路の管制を行使すること (exercise such control of communications as we have)」の2種類の形態で戦われていることが指摘されている (J. S. Corbett, *Some Principles of Maritime Strategy*, (Longmans, Green & Co., 1911), p.161; 邦訳は J. S. コーベット (E. J. グロウヴ編、矢吹啓訳) 『コーベット海洋戦略の諸原則』(原書房、2016年))。

1. 叛徒の海上で戦う能力

1983年から2009年にかけてスリランカ政府と LTTE の間で戦われたスリランカ内戦において、スリランカ政府軍による海上交通路の遮断に対抗するため、LTTE は1984年にその海上作戦部隊であるシータイガー (sea tiger) を設立した²⁰⁾。

北スリランカ沿岸域の制海を獲得し、補給や水陸両用作戦の支援を目的として設立されたシータイガーはこれまでで最も強力な叛徒の海上戦力の一つとされる。実際、スリランカ内戦が終結するまでの間に半数近くのスリランカ海軍の艦艇が破壊されたことが指摘されている²¹⁾。

シータイガーは2001年の段階で3000名から4000名の人員を擁し、スリランカ海軍から鹵獲した警備艇や武装トローラー、合法的な貨物に加えて武器や装備を輸送する外航貨物船を保有し、潜水艇の取得を模索していた²²⁾。これらの船舶に加え、シータイガーは自ら製造したものを含む大きく2種類の舟艇を保有している。一つは軽武装の補給用舟艇であり、この種の舟艇の任務は公海上の貨物船²³⁾ から武器や装備を回収し揚陸することにあつた。もう一つの舟艇は攻撃用舟艇であり、この種の舟艇はさらに通常の攻撃用舟艇と自爆用舟艇に区分される。攻撃用舟艇は機関砲やロケットランチャーで武装し、

20) M. N. Murphy, *Small Boats, Weak States, Dirty Money*, (Hurst, 2010), p.311; J. Richards, *An Institutional History of the Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE)*, CCDP Working Paper series No. 10, (The Centre on Conflict, Development and Peacebuilding, 2015), <https://www.sem.admin.ch/dam/data/sem/internationales/herkunftslaender/asien-nahost/lka/LKA-geschichte-ltte-e.pdf>, (accessed 30 March 2020), p.23.

21) Murphy, *supra* note 20, pp.311-312; V. Sakhuja, *The Dynamics of LTTE's Commercial Maritime Infrastructure*, (Observer Research Foundation, 2006), <https://www.yumpu.com/en/document/read/45874189/the-dynamics-of-lttes-commercial-maritime-infrastructure> (accessed 30 March 2020), pp.6-7.

22) Murphy, *supra* note 20, pp.312-313; Richards, *supra* note 20, p.23.

23) こうした貨物船には単に密輸に従事するものだけではなく、洋上の倉庫や工場として LTTE に武器弾薬や装備を提供するものが含まれていた (M. Hathurusinghe, *Winning the Unwinnable: Revisiting Sri Lanka Military Strategy Against Liberation Tigers of Tamil Eelam*, (KW Publishers, 2016), pp.149-150)。

補給用舟艇の護衛から攻勢作戦までを担う。自爆用舟艇はそのために特別に製造された舟艇を用い、視界の悪い夜間や攻撃用舟艇と組み合わせて使用された。自爆用舟艇による攻撃はシータイガーの主要な攻撃の手段であったとされる²⁴⁾。

シータイガーはこれらの装備を用いて LTTE を支援し、水陸両用作戦を行い²⁵⁾、スリランカ海軍の艦艇を攻撃するだけではなく、スリランカ政府により傭船された船舶に対する攻撃にも従事したとされる²⁶⁾。

そして、シータイガーはこれらのスリランカ政府に対する作戦行動だけではなく、多数の「海賊行為」に従事していたこともまた指摘されている。1994年に最初の例が報告されて以降、シータイガーは船舶に対する攻撃を繰り返した。いくつかの攻撃は LTTE の設定した区域に侵入したことを理由として行われたが、作戦行動と海賊行為の違いはあいまいであることが指摘されている。なお、シータイガーが海賊行為によって拿捕した船舶を自身のために使用していることもまた、指摘されている²⁷⁾。

2. 叛徒の海洋を利用する能力

当初、LTTE は小さな漁船やトローラー、ランチからなる商船隊を有しており、食料品や建材といった民用品から LTTE の人員や装備といった軍事的な価値を有するものの輸送に従事していた。その後、内戦の激化にともなうてより大型の船舶の獲得が模索され、1984年に初めて大型船舶が LTTE によって購入されたとされている²⁸⁾。その後も LTTE の商船隊は拡張され、最終

24) Murphy, *supra* note 20, p.313; J. O. Smith, “Maritime Interdiction in Sri Lanka’s Counterinsurgency,” *Small Wars and Insurgencies*, Vol.22, No.3, (2011), p.453; R. Mehta, *Lost Victory: The Rise and Fall of LTTE Supremo, V. Pradhakaran*, (Pentagon Press, 2010), p.57; R. Ramasubramanian, *Suicide Terrorism in Sri Lanka*, IPCS Research Papers, No.5, (Institute of Peace and Conflict Studies, 2004), https://www.files.ethz.ch/isn/29174/5_Suicide_Terrorism_in_Sri_Lanka.pdf, (accessed 30 March 2020), pp.12-13.

25) Smith, *supra* note 24, p.453.

26) Hathurusinghe, *supra* note 23, p.75.

27) Murphy, *supra* note 20, pp.315-316.

28) Sakhuja, *supra* note 21, pp.1-2.

的には明確な数は不明であるものの²⁹⁾ 9隻から15隻の大きさにまで拡張された³⁰⁾。これらの船舶は購入されたものや建造されたものに加え、シータイガーの海賊行為によって拿捕された船舶が転用されたものが含まれていることが指摘されている³¹⁾。これらのLTTEの商船隊はシーピジョン (sea pigeon) と称され、シータイガーとは独立して運用されていた³²⁾。また、シーピジョンの船舶は様々な国に登録され、運用されていた³³⁾。これらの船舶は合法的な活動から非合法的な活動までさまざまな形態でLTTEを支援したとされる³⁴⁾。例えば、これらの船舶はLTTEの使用する武器を世界中からスリランカへと輸送した。他にも、LTTEは活動資金のためにシーピジョンを用いて麻薬の取引や人身取引に従事していたことが指摘されている。もっとも、シーピジョンの活動の殆どが実際には合法的な貨物の輸送であったことも指摘されている³⁵⁾。商船隊としてのシーピジョンはインド洋だけではなく、地中海及び太平洋においても活動していた。シーピジョンの船舶によるスリランカのLTTEへの補給はスリランカ海軍による攻撃を避けるためスリランカ北部の公海上においてシータイガーの補給用舟艇への瀬取りを通して行われた³⁶⁾。

29) 確実な数は明らかではないが、11隻がもっとも多く言及されている数であるとされる (Murphy, *supra* note 20, pp.352-353)。

30) Murphy, *supra* note 20, pp.352-353; Mehta, *supra* note 30, p.57.

31) Sakhuja, *supra* note 21, pp.2, 5.

32) Murphy, *supra* note 20, p.349; Sakhuja, *supra* note 21, p.3.

33) Sakhuja, *supra* note 21, pp.4-5; Mehta, *supra* note 30, p.57; J. Mackinlay, *Globalisation and Insurgency*, Adelphi Paper Vol.42, No.352, (International Institute of Strategic Studies, 2002), pp.69-72; P. Chalk, *Liberation Tigers of Tamil Eelam's (LTTE) International Organization and Operations - A Preliminary Analysis*. Commentary No. 77, (A Canadian Intelligence Service Publication, 2000), <https://www.fas.org/irp/world/para/docs/com77e.htm>, (accessed 30 March 2020).

34) Sakhuja, *supra* note 21, p.5.

35) Murphy, *supra* note 20, pp.352, 355-357; Mehta, *supra* note 30, pp.57-59; Richards, *supra* note 20, pp.50-51.

36) Murphy, *supra* note 20, p.353; R. Gunaratna, "Illicit Transfer of Conventional Weapons: The Role of State and Non-state Actors in South Asia," J. Dhanapala, et al, eds., *Small Arms Control: Old Weapons, New Issues*, (Routledge, 2018), pp.261-267; 個々の取引の詳細な例と

以上、叛徒の海上での武力紛争を戦う事実上の能力を確認した。その特徴は以下のようにまとめることができるだろう。第一に、叛徒の海上で戦う能力と海洋を利用する能力に共通する点として、叛徒の活動が領海のような沿岸域に限定されていないことを挙げることができる。つまり、叛徒は外洋である公海を活用することができる。次に、叛徒の海上で戦う能力に関して叛徒が政府の海軍に十分抵抗することができていたことを挙げることができる。恒久的な制海の獲得に至らずとも、叛徒は局地的な制海を獲得し、維持することのできる能力を有していた。そして、叛徒の海洋を利用する能力について、第一に叛徒が武器弾薬や麻薬の密輸といった非合法的活動にのみ従事していたわけではないことが挙げられる。叛徒は合法的な商業活動の利益によって自身の戦いを継続することができた。第二に、叛徒が海洋を利用するにあたり外国船籍の船舶を活用していたことが挙げられる。叛徒は紛争の非当事国の企業や船舶を通して海洋を利用していた。そして、これらの活動が必ずしも叛徒の軍事部門によって行われたのではなく、叛徒のいわば商船隊によって行われた行為であることも指摘されるべきだろう。つまり、叛徒による海洋の利用は叛徒の「軍隊」にあたる組織された武装集団 (Organized Armed Group, OAG)³⁷⁾ によってのみ行われるのではなく、叛徒を構成する他の組織によっても行われうる。

これらは LTTE について評されたように、叛徒が国家と同様に海洋を利用することができることを示すものである。もっとも、このことは叛徒の能力が国家と同じことを示すわけではない。叛徒はあくまでも非国家主体として交戦者としては認められず、自らが排他的管轄権を有する商船隊を持つこともできない。そして、叛徒の海上での活動には国内法上も、国際法上も違法な活動が多々含まれていることも指摘することができるだろう。

して、(Ibid., pp.273-277) を参照。

37) See, N. Melzer, *Interpretive Guidance on the Notion of Direct Participation in Hostilities under International Humanitarian Law*, (ICRC, 2009), pp.31-32.

II. 船舶への強制行為に適用される法的パラダイム

1. 法執行パラダイム

海洋法は主として平時の適用を前提として海洋一般に適用される。海洋法の下で海洋は沿岸国の主権の及ぶ水域と主権の及ばない国際公域である公海へと大別される。さらに、沿岸国の主権の及ぶ水域は内水、領海、接続水域、排他的経済水域（及び大陸棚の上部水域）に区分される。他方で、これらの水域を航行する船舶は旗国の排他的管轄権に服し³⁸⁾、特に外国船舶による公海の使用に干渉することは個別具体的な国際法上の根拠なくしては認められていない³⁹⁾。ここに、それぞれの水域に応じて沿岸国の管轄権と旗国の管轄権の抵触が生じることとなる。そこで、以下ではそれぞれの水域において国がどのように管轄権を行使できるのか確認する⁴⁰⁾。

38) UNCLOS92条1項。

39) 山本『前掲書』（注15）421頁。旗国による同意がある場合は例外である。また、旗国の同意に限らず、船長や船主の同意によっても船舶への干渉が可能であることが指摘されている。もっとも、この同意が有効であるのは船舶への臨検や捜索についてのみであって、刑事管轄権の行使については旗国の同意が不可欠であることに留意しなければならない（W. H. von Heinegg, “Blockades and Interdictions,” in M. Weller, et al., eds., *The Oxford Handbook of the Use of Force in International Law*, (Oxford University Press, 2015), pp.941-942)。

40) なお、他の管轄権行使の根拠として寄港国管轄権の存在が指摘されている。寄港国管轄権は国の領域に進入した船舶に対する管轄権の行使という点で沿岸国管轄権に類似しているが、特に刑事管轄権の行使について沿岸国管轄権の行使としてはこれまで差し控えられてきた、沿岸国の領域外で発生し、入域時にも継続していない行為に対する管轄権の行使という点で沿岸国管轄権とは異なるとされる（來田真依子「寄港国による乗船検査の現代的展開：漁業分野における近年の実行を題材に」『国際協力論集』26巻2号（2019年）92-92頁）。また、入域時に継続していない行為以外であっても、船舶が寄港した国の管轄権についても寄港国管轄権とされることがある（瀬田真『海洋ガバナンスの国際法』（三省堂、2016年）151頁）。もっとも、寄港国管轄権については非継続的行為への適用という点から、紛争当事国と密接に関連する非国際的武力紛争の海戦への適用になじまないため本稿では検討しない。

1. 1. 国連海洋法条約に基づく管轄権の行使

(1) 内水

内水は領海の基線の陸側にある水域から構成される⁴¹⁾。内水は沿岸国の領域として、領土と同様の完全な領域主権に服する。外国船舶についても同様に沿岸国の管轄権に服するとされ、旗国の管轄権との間に競合は生じないとされている⁴²⁾。もっとも、船員間の規律にのみ関係する事項については一般的に旗国が管轄権を行使するとされている⁴³⁾。

(2) 領海

領海は沿岸国の設定する基線から带状に広がる水域であり、沿岸国の主権の及ぶ領域である⁴⁴⁾。領海は内水と同様に領域主権の行使が認められる水域であって様々な権能の行使が認められている。他方で、領海において行使可能な主権は内水に比べ限定的であり、領土に適用される国内法が直ちに領海すべてに適用されるとはみなされず、国際法上も無害通航権のような他国の有する権利が尊重されなければならない⁴⁵⁾。

外国船舶に認められる無害通航権とは「沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない」⁴⁶⁾通航であり、通航が無害である限り全ての国の船舶は他国の領海を通航することができる。沿岸国による主権は無害通航権を否認したり、妨害したりしないように行使されなければならない。無害通航権における通航とは、「(a) 内水に入ることなく又は内水の外にある停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ることなく領海を通過すること。(b) 内水に向かって若しくは内

41) UNCLOS8条1項。

42) 山本『前掲書』(注15) 356頁。ただし、今日外国船舶内で生じた船員間の規律にのみ関係する問題については旗国が管轄権を行使するとされる(同上、357頁、杉原高嶺ほか『現代国際法講義 第5版』(有斐閣、2012年) 127-128頁)。

43) 山本『前掲書』(注15) 357頁。ただし、入港中の船舶で生じた同様の事件についてどこまで旗国管轄権の行使が認められるかについては争いがある(同上、357-358頁)。

44) UNCLOS2条。

45) UNCLOS17条、山本『前掲書』(注15) 361-362頁、林『前掲書』(注15) 20頁。

46) UNCLOS19条1項。

水から航行すること又は (a) の停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ること⁴⁷⁾である。通航の有害性について国連海洋法条約は、「(a) 武力による威嚇又は武力の行使であって、沿岸国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又はその他の国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する方法によるもの、(b) 兵器（種類のいかんを問わない。）を用いる訓練又は演習、(c) 沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報の収集を目的とする行為、(d) 沿岸国の防衛又は安全に影響を与えることを目的とする宣伝行為、(e) 航空機の発着又は積込み、(f) 軍事機器の発着又は積込み、(g) 沿岸国の通関上、財政上、出入国管理士又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又は人の積込み又は積卸し、(h) この条約に違反する故意のかつ重大な汚染行為、(i) 漁獲行為、(j) 調査活動又は測量活動の実施、(k) 沿岸国の通信系又は他の施設への妨害を目的とする行為、(l) 通航に直接の関係を有しないその他の活動」⁴⁸⁾といった行為態様を列挙している。

沿岸国は他国の無害通航権を否定しない範囲で立法管轄権を有しており⁴⁹⁾、国連海洋法条約は21条以下において通航の無害性を確保するために沿岸国の制定可能な国内法令を列挙している。沿岸国は自国領海を通航する船舶による沿岸国法令の履行を確保するために管轄権を行使することが可能であるが、その際にも当該船舶の行為態様が有害でない限り、無害通航権を阻害するような措置をとることはできない。また、航行に直接関連しない法令違反について沿岸国による管轄権行使は制限されうる。具体的には法令違反の結果が沿岸国に及ぶような場合に沿岸国による管轄権行使は認められる一方で、行為や結果が船内で完結するような場合においては旗国の管轄権が維持される⁵⁰⁾。

これら領海に関する管轄権行使の態様は群島国の設定する群島水域につい

47) UNCLOS18条1項。

48) UNCLOS19条2項。

49) UNCLOS24条。

50) 山本『前掲書』（注15）371-372頁。

でも妥当する。群島水域は沿岸国の主権の認められる水域である一方で⁵¹⁾、外国船舶の無害通航が保障されなければならない⁵²⁾。

(3) 接続水域

接続水域は沿岸国の領海の公海側に接続する水域であり、外国船舶に対して一定の国内法令の履行を確保するために必要な規制を行うことが認められている水域である。接続水域において規制が可能な事項について国連海洋法条約は、「自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理士又は衛生上の法令の違反」の防止およびそれらの違反の処罰を列挙している⁵³⁾。なお、接続水域において、列挙された事項に対する管轄権行使としてどこまでの措置がとりうるのかについては必ずしも明確ではない⁵⁴⁾。

(4) 排他的経済水域及び大陸棚

排他的経済水域は沿岸国が、「海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利」を有し、「(i) 人工島、施設及び構築物の設置及び利用、(ii) 海洋の科学的調査、(iii) 海洋環境の保護及び保全」について管轄権を行使することのできる水域である⁵⁵⁾。排他的経済水域における沿岸国の主権とは「主権的権利」の語からも明らかなように領域主権と異なる機能的な主権である⁵⁶⁾。したがって、沿岸国の権能の行使は

51) UNCLOS49条。

52) UNCLOS52条。なお、群島水域における特別の考慮として群島国は既存の協定や伝統的な漁獲の権利、既設の海底電線に配慮しなければならない（UNCLOS51条）。

53) UNCLOS33条1項。

54) 山本『前掲書』（注15）431-432頁。

55) UNCLOS56条。

56) 山本『前掲書』（注15）385頁。

国連海洋法条約56条に言及された事項に限定され、それ以外の事項については公海においてこれまで諸国に求められてきた自由が引き続き認められる⁵⁷⁾。

大陸棚について沿岸国に認められる権利も排他的経済水域と同様に、「大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利」⁵⁸⁾である。大陸棚について沿岸国の有する権能の適用は大陸棚に限定されることから、その上部水域において認められる権能は排他的経済水域と比べてより限定的であり、沿岸国はその公海としての地位を害してはならず、公海について他国の有する権利と利益を尊重しなければならないとされる⁵⁹⁾。

(5) 公海

公海は全ての国に開放された水域であり、いかなる国による主権の主張も認められていない⁶⁰⁾。諸国は航行の自由をはじめとする公海を利用する自由を有しており、他国の使用に対する妥当な考慮の下であればいかなる使用であれ禁じられていない⁶¹⁾。既に述べたように、公海を使用する船舶に対しては旗国のみが排他的に管轄権を行使することができる⁶²⁾。公海において国の主権の主張が認められていないことから、一般的に公海を使用する船舶の旗国管轄権は他国の管轄権と抵触しない。ただし、公海における秩序を確保するため、ないしは沿岸国法令の履行を確保するために旗国以外の国による一定の管轄権行使が認められている。前者は公海海上警察権であり、後者は追跡権である。

公海海上警察権について、国には国際法の定める特定の犯罪が行われてい

57) UNCLOS58条。

58) UNCLOS77条。

59) UNCLOS78条、山本『前掲書』(注15) 398-399頁。

60) UNCLOS87条1項、89条。

61) 参照、UNCLOS87条。

62) UNCLOS92条1項。

る場合にのみ軍艦による臨検を行う権利が認められており⁶³⁾、国連海洋法条約は、「(a) 当該外国船舶が海賊行為を行っていること、(b) 当該外国船舶が奴隷取引に従事していること、(c) 当該外国船舶が許可を得ていない放送を行っており、かつ、当該軍艦の旗国が前条の規定に基づく管轄権を有すること、(d) 当該外国船舶が国籍を有していないこと、(e) 当該外国船舶が、他の国の旗を掲げているか又は当該外国船舶の旗を示すことを拒否したが、実際には当該軍艦と同一の国籍を有すること」のこれらに合致する場合にのみ軍艦による外国船舶の臨検が認められることを規定している。なお、これらの行為の内海上警察権の行使に基づく司法管轄権の行使は海賊行為⁶⁴⁾について全ての国に、無許可放送についてはその影響を受ける国のみがその行使を認められている⁶⁵⁾。

追跡権の行使として、沿岸国は自国の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由がある外国船舶を公海上においても引き続き継続することができる。追跡権の行使は管轄権の行使が可能な水域において始められなければならないが、当該船舶が他国の領海に入域した場合に沿岸国の追跡権は失われることとなる⁶⁶⁾。

1. 2. 個別条約に基づく管轄権の行使

国連海洋法条約の枠組みに基づく外国船舶への管轄権の行使は、とりわけ公海において極めて限定的にしか認められていない。他方で、国際的な犯罪

63) 山本『前掲書』(注15) 426-428頁。

64) 海賊行為とは、「(a) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であって次のものに対して行われるもの、(i) 公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの内にある人若しくは財産、(ii) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産、(b) いずれかの船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とする事実を知って当該船舶又は航空機の運航に自発的に参加するすべての行為、(c) (a) 又は (b) に規定する行為を扇動し又は故意に助長するすべての行為」である (UNCLOS101条)。

65) UNCLOS109条3項、4項。

66) UNCLOS111条。

行為の取り締まりにおいては外国船舶への取り締まりが不可欠であることから、国連海洋法条約とは別の個別条約に基づいた外国船舶への管轄権行使が行われることがある。そうした例の一つとして麻薬及び向精神薬の取引の取り締まりが挙げられる。国連海洋法条約はそのため国際的な協力が必要であることを規定する一方で、具体的な取り締まり国の権利を規定しなかった⁶⁷⁾。1988年に作成された麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約において、この間隙を埋めるための手法として採用されたのが干渉の要請国に対する旗国による同意の可否の返答義務である。麻薬及び向精神薬の不正取引条約の17条は海上での不正取引について規定しており、そこでは締約国の船舶に干渉を望む国家は旗国へ干渉の授權を要請する権利が認められ、他方で要請を受けた国家は干渉の授權または拒否について回答することが義務付けられた。

この麻薬及び向精神薬の不正取引条約で採用された要請への返答義務に関して、より強化された義務を採用する条約も存在する。海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（SUA条約）について2005年に作成された改正議定書である。SUA条約は1985年に発生したアキレ・ラウロ号事件の反省から作成された条約である。アキレ・ラウロ号事件では同船内で完結したシージャックについて、被害者の国籍国による司法管轄権の行使が旗国管轄権と対立する事態が生じた。海洋法レジームの規定する海賊行為が二隻以上の船舶において生じた事件を対象としていることから⁶⁸⁾、こうした事象について適用可能な国際法規が存在せず、そのために海賊行為に該当しない海上での暴力行為への管轄権の行使を規定するSUA条約が作成された。SUA条約は条約の規定する犯罪について⁶⁹⁾、旗国、犯人の国籍国、被害者の国籍国に事件への管轄権の行使を認め、締約国に「引き渡ししか訴追か」の義務を規定するものであった⁷⁰⁾。

67) UNCLSO108条。

68) UNCLOS101条。

69) SUA条約3条。

70) SUA条約6条。

SUA 条約は海賊行為から外れる広範な海上での暴力行為を規制する条約であったが、艦船への自爆攻撃や大量破壊兵器の密輸といった海上テロリズムに対処できないことから、IMO での作業を経て2005年に改正議定書が採択された。2005年の改正議定書は対象犯罪について海上テロ及び大量破壊兵器の輸送を加え⁷¹⁾、それらの取り締まりについて麻薬及び向精神薬の不正取引条約に規定されたものと同様の返答義務を規定している⁷²⁾。改正 SUA 議定書上の返答義務はこの返答する義務に加えて、その返答が要請から4時間以内になされなければならないとする時間的な制限も同時に規定されていた点で⁷³⁾、旗国以外の国による取り締まりの可能性をより強化するものである。

そして、麻薬及び向精神薬の不正取引条約や2005年の SUA 条約議定書で採用されたものよりさらに強化された旗国の同意を義務付ける方式として、臨検の要請に対して一定の時間内に旗国からの返答がない場合に要請国による臨検を認めるレジームが存在する。このレジームは二国間条約の形で整えられており、一つは麻薬及び向精神薬の取引防止のためのレジームであり、もう一つは大量破壊兵器の拡散防止のためのレジームである。

麻薬及び向精神薬の取引防止のレジームとして、麻薬及び向精神薬の不正取引条約が旗国の同意義務を定めていることは既に確認した。そこからさらに発展し、臨検の要請に対する回答が所定の時間内に行われない場合の要請国の臨検を認める二国間条約がアメリカといくつかの国家の間で結ばれている。もっとも、これらの条約では要請国の臨検の権利は認めるものの、刑事管轄権の行使は旗国の優先が認められていることも指摘される⁷⁴⁾。

21世紀に入ってから大量破壊兵器の拡散の恐れから、「拡散に対する安全保障構想 (PSI)」が提唱されるようになった。PSI は大量破壊兵器の拡散を防止するための多数国間の協力枠組みであり、その活動は2003年9月に PSI

71) SUA 条約改正議定書3条 bis。

72) SUA 条約改正議定書8条 bis。

73) SUA 条約改正議定書8条 bis (5)。

74) Guilfoyle, *supra* note 18, pp.89-91.

の第3回会合において定められた非拘束的文書である「阻止原則宣言 (Statement of Interdiction Principles, SIP)」に基づいている⁷⁵⁾。SIPは自国船舶による大量破壊兵器の輸送阻止を求め⁷⁶⁾、また大量破壊兵器の輸送に従事している自国船舶への他国による臨検と捜索の要請について同意を与えるよう「真剣に考慮する」よう求めている⁷⁷⁾。SIP自体は非拘束的文書であり、宣言上の文言も強制的なものではない。これに対して、アメリカはPSIの実効性を高めるために、先述した麻薬及び向精神薬の取引防止のための二国間条約をモデルとした大量破壊兵器の拡散防止のための二国間条約をいくつかの国と結ぶに至っている。なお、これらの二国間条約においても、要請国による臨検と捜索の権利が認められる一方で、刑事管轄権については一般的に旗国の優先が規定されていることが指摘されている⁷⁸⁾。

1. 3. 実力の行使に対する規律

これらの枠組みの中で国は船舶に対して管轄権を行使する。このとき、管轄権行使の対象となる船舶は必ずしもおとなしく国の命令に従うのではなく、国による管轄権の行使から逃亡し、抵抗することが当然に想定される。しかし、国が管轄権を行使するためにいかなる程度の実力を行使できるのかについて、国連海洋法条約は明確な規定を設けていない。唯一、海洋環境の保護及び保全を規定する第12部の225条のみが、「いずれの国も、外国船舶に対する執行の権限をこの条約に基づいて行使するに当たっては、航行の安全を損ない、その他船舶に危険をもたらし、船舶を安全でない港若しくはびょう地に航行させ又は海洋環境を不当な危険にさらしてはならない」ことを規

75) 外務省「拡散に対する安全保障構想 (Proliferation Security Initiative: PSI) の概要」https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page24_000720.html (最終アクセス日2020年3月30日); 吉田『前掲書』(注16) 231-232頁。

76) 阻止原則宣言パラグラフ4 (b)。なお、翻訳は(外務省「拡散安全保障イニシアティブ (PSI) 阻止原則宣言 (仮抄訳)」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/sengen.html (最終アクセス日2020年3月30日))による。

77) 阻止原則宣言パラグラフ4 (c)。

78) 吉田『前掲書』(注16) 260-270頁。

定している。

法執行パラダイムにおいて管轄権の行使における実力の程度を規定する他の条約としては、例えば国連公海漁業協定22条 (f) が、「実力の行使を避けること。ただし、検査官がその任務の遂行を妨害される場合において、その安全の確保するために必要なときは、この限りではない。この場合において、実力の行使は、検査官の安全を確保するために及び状況により合理的に必要なとされる限度を超えてはならない」ことを規定している。他にも2005年のSUA条約改正議定書の8条の2において9項が同様の規定を設けている⁷⁹⁾。

それでは、実力の行使について必要かつ合理的な限度とはどのような実力の行使を指すのだろうか。法執行の文脈における実力の行使についてはいくつかの国際判例があり、それらの判例からある程度その内容を見てとることができる。

1929年のアメリカによる追跡権の行使において撃沈されたアイム・アローン号事件において、合同委員会の中間報告書は、「容疑船舶への乗船、搜索、拿捕及び港への引致という目的を達成するため、必要かつ合理的な実力を行使することができることになる。そして、仮に、沈没が、その目的のために必要かつ合理的な実力の行使の結果として偶然に生じたのであれば、追跡船舶は、全く避難を受けることはない」とした一方で、「容疑船舶を明らかに意図的に撃沈することは、…正当化されるものではない」⁸⁰⁾とした⁸¹⁾。1961年にデンマークのフリゲートから実力を行使されたレッドクルセイダー号事件において、デンマーク艦による実弾の威嚇及び船体射撃について、他の手

79) 加えて、同条の10項は執行措置全体について、海上における人命の安全を脅かさない方法について適切な考慮を払うこと、乗船者を、基本的な人間の尊厳を尊重した方法で、かつ国際人権法を含む適用可能な国際法の規定に従って取り扱うこと、乗船、搜索を適用可能な国際法の規定に従って行うこと、旗国の商業的利益を妨害しない必要について適切な考慮を払うこと、船舶や貨物に対してとられる措置が、当該状況下において環境を汚染しないことを確保することといった制限を設けている（森川幸一「国際平和協力外交の一断面」『日本外交と国際関係』（内外出版、2009年）276頁）。

80) S. S. "I'm Alone" (Canada, United States), *Reports of International Arbitral Awards*, Vol.3, p.1615.

81) 翻訳は村上啓造『領海警備の法構造』（中央法規出版、2005年）28頁を参照。

段による停船が試みられるべきで、当該手段の継続によって停船が行われたと思われる以上、デンマーク艦による実力の行使が正当化できないとした⁸²⁾。1991年のギニアによるセント・ビンセントのタンカー、サイガ号に対する実力行使について、国際海洋法裁判所は、実力の行使が可能な限り避けられなければならない、実力の行使においても合理的かつ必要の範囲内で行われなければならないとし、一定の停船のための措置を経て初めて実力の行使が可能であり、実力の行使にあっても相手船舶に対する警告といった人命の安全のためのあらゆる努力が求められるとした。サイガ号の乗組員による抵抗が無かったにもかかわらず行われた船体射撃を含む実力の行使について、裁判所は過剰な武器の使用を認定している⁸³⁾。

これらの判例から海洋での法執行における必要かつ合理的な限度の実力の行使とは、一定の手順を踏んだのちの最後の手段としての行使であることが導き出される⁸⁴⁾。もっとも、実力の行使全般については叛徒の抵抗に応じた比例的な実力の行使が国には認められていることから、これらの厳格な実力の行使の基準にもかかわらず、法執行パラダイムによっては叛徒による強力な敵対行為に対抗できないということにはならない⁸⁵⁾。

2. 敵対行為パラダイム

海洋法レジームとそれに基づく法執行パラダイムとは全く異なったアプローチから叛徒に対処する枠組みを提供するものとして、武力紛争に適用される国際法がある。そこでは、紛争当事国の軍事的必要性の優先を広く見ることができ。既に確認したように、非国際的武力紛争への武力紛争法の適用

82) *Investigation of Certain Incidents Affecting the British Trawler Red Crusader; Reports of International Arbitral Awards*, vol.29, pp.537-538.

83) *The M/V "Saiga" (No.2) (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea)*, *International Tribunal of the Law of the Sea, Judgment of 1 July 1999*, paras. 155-159.

84) 村上「前掲書」(注81) 19-45頁。

85) 真山「前掲論文」(注4) 11-12頁。

について今日広く認められていると共に、非国際的武力紛争に適用される規則と国際的武力紛争に適用される規則はほとんど同一であるとされている⁸⁶⁾。そこで、以下では国際的武力紛争に適用される海戦法規で、海上での作戦行動に適用される法の内容を1994年のサンレモ・マニュアル上の規定を中心に検討する。なお、海戦法規は今日の海上での敵対行為が「攻撃」と「攻撃に至らない措置」に大別されるとしているため⁸⁷⁾、それぞれについて検討を行う。

2. 1. 領域的適用

武力紛争において紛争の第三国領域以外の領域における交戦が認められている。つまり、紛争当事国の主権の及ぶ水域及び公海において武力紛争法は適用される。そして、武力紛争において紛争当事者は交戦国の内水、領海、排他的経済水域及び大陸棚と交戦国が群島水域を有している場合には群島水域、そして公海及び紛争の第三国の排他的経済水域及び大陸棚において敵対行為を行うことができる⁸⁸⁾。なお、紛争当事者が敵対行為を行うにあたって、紛争の第三国がそれぞれの水域に対して有する国際法上の権利及び関する義務に対して妥当な考慮を払わなければならない⁸⁹⁾。

2. 2. 敵対行為に対する規律

(1) 攻撃

伝統的には海戦において攻撃可能な目標は軍艦と補助艦に限定され、それ以外の船舶は攻撃から保護され、原則として捕獲の対象となるのみであった。

86) サンレモ・マニュアルの他に非国際的武力紛争への海戦法規の適用を否定しない国家実行として、(Department of the Navy, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*, (2007), (NWP1-14M), para. 5.2; U. K. Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict*, (Oxford University Press, 2004), (*U. K. Manual*), para. 15.50)。

87) 攻撃に至らない措置とは伝統的に捕獲法によって規律されてきた戦闘の手段・方法である(*San Remo Manual*, p.187)。

88) *San Remo Manual*, para.10.

89) *San Remo Manual*, para.12.

しかし、1990年代の海戦法規の現代化作業を経て、今日では陸戦と同様の「機能的目標選定基準」が海戦法規に導入されたことが指摘されており⁹⁰⁾、各国の武力紛争法マニュアルからもこのことを確認することができる⁹¹⁾。したがって、今日では海上の目標に対する攻撃は、対象が「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」である場合にのみ認められる⁹²⁾。このとき、海洋法上の艦船の性質は問題とならない。

サンレモ・マニュアルは海戦において船舶が軍事目標とみなされる場合について、戦争行為への従事、軍隊の補助者としての行動、交戦国の情報システムへの統合又は支援、交戦国の護衛の下での航行、臨検と捜索に対する積極的な抵抗、軍事物資の輸送を含む交戦国の軍事活動への効果的な貢献といった行為態様を列挙している⁹³⁾。

90) See, F. V. Russo, Jr., "Targeting Theory in the Law of Armed Conflict at Sea; the Merchant Vessel as Military Objective in the Tanker War," in I.F. Dekker and H.H.G. Post, eds., *The Gulf War of 1980-1988*, (1992), pp.153ff; 真山全「海戦法規における目標区別原則の新展開(1)」『国際法外交雑誌』第95巻5号(1996年)2頁。

91) 真山全「海戦法規における目標区別原則の新展開(2・完)」『国際法外交雑誌』第96巻1号(1997年)32-35頁。

92) *San Remo Manual*, paras.40, 41.

93) 交戦国の船舶についてはサンレモ・マニュアルのパラグラフ60、紛争の第三国の船舶についてはパラグラフ67が規定している。なお、交戦国船舶の場合のみ個人用の軽火器や純粋な回避システムを超えた軍艦に損害を与えるような武装を有する船舶は攻撃の対象となる。なお、こうした立場は各国の武力紛争法マニュアルにおいても確認できる(NWPI-14M, para.8.2.; *Department of Defense, Department of Defense Law of War Manual*, (2016), (DoD Manual), para.15.12.1.; *Department of Defence, Australian Defence Doctrine Publication 06.4 —Law of Armed Conflict*, (2006), para.6.41; *Federal Ministry of Defence, Law of Armed conflict — Manual— Joint Service Regulation (ZDv) 15/2*, (2013), para.1029; *Orientaciones: el derecho de los conflictos armados, Tome.1*, (2007), Anexo.D, D-3)。また、国際法協会による海上中立法のヘルシンキ原則においてもパラグラフ5.1.2.(4)(e)において、敵の軍事活動に効果的に寄与する場合の攻撃を認めており、機能的目標選定基準の導入を見て取ることができる("Helsinki Principles on the Law of Maritime Neutrality," Final Report of Committee on Maritime Neutrality International Law Association, *Report of the 68th Conference*, Taipei Conference, 30 May 1998, (International Law Association, 1998), pp.496ff)。

なお、次に述べる攻撃に至らない措置によって遂行されてきた海上経済戦⁹⁴⁾についても今日の軍事目標主義の適用を通して実行されうる。これまでも、第一次、第二次の両次大戦における通商破壊戦の実行や、1980年代のイラン・イラク戦争におけるタンカーへの攻撃の実行から交戦当事者の戦争遂行に資する輸送活動に従事する船舶が合法的な軍事目標であるか否かが議論されてきた⁹⁵⁾。

この点について、サンレモ・マニュアルの параグラフ67 (f) が「例えば軍事物資を輸送することで敵国の軍事活動に効果的に貢献して」いる船舶に対する攻撃を、「乗客と乗組員を安全な場所に先に置くことが実行可能ではない」場合に認めている。このとき、船舶には事情が許すかぎり、「航路の変更、荷降ろし、または他の予防措置をとることができるように、警告が与えられ」なければならない⁹⁶⁾。サンレモ・マニュアルはこの軍事活動への効果的な貢献について、敵による財源としての輸出について軍事活動との結びつきが乏しいために軍事目標足りえないとしている⁹⁷⁾。他方で、アメリカは敵の船舶で軍事活動に効果的な貢献をしているものだけではなく、戦争継続努力に統合されている船舶について攻撃可能なことを規定している⁹⁸⁾。戦争継続努力への統合には兵器の生産に用いられる原料や、その売り上げが兵器の購入に用いられるような製品の輸出が該当するとされていた⁹⁹⁾。もともと、

94) 通商を妨害することにより敵の戦争継続能力を低減させる目的で、交戦国が主として海上で行う戦争行為（新井京「国連憲章下における海上経済戦」松井芳郎、木棚照一、薬師寺公夫、山形英郎編『グローバル化する世界と法の課題』（東信堂、2006年）127頁）。

95) See, W. J. Fenrick, "The Merchant Vessel as Legitimate target in the Law of Naval Warfare," in A. J. M. Delissen and G. J. Tanja ed., *Humanitarian Law of Armed Conflict Challenges Ahead: Essays in Honour of Frits Kalshoven*, (Nijhoff, 1991), pp.425ff; Russo, *supra* note 90, pp.153ff; 新井京「イラン・イラク戦争における海上経済戦—その国際法上の意味—」『京都学園法学』第2・3号（2000年）417-426頁。

96) 敵の船舶については、サンレモ・マニュアルの параグラフ60を参照。敵の船舶についてはパラグラフ67 (f) で述べられたような限定や予防措置への言及がない。

97) *San Remo Manual*, para.67.27; この点について、パラグラフ60.7から60.11における議論も参照。

98) *NWPI-14M*, para.8.6.2.2; *DoD Manual*, para.13.5.2.

99) Department of the Navy, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*,

軍事活動への効果的な貢献を超えて戦争継続努力に資する船舶をも攻撃の対象とすることについては目標識別基準における軍事的利益の概念が限定的であることからその妥当性には疑いも強い¹⁰⁰⁾。

なお、攻撃可能な目標に対しては当然干渉することも認められている¹⁰¹⁾。そして、攻撃に先立ち警告や事前の針路変更や荷下ろしを行うことが求められていることから、軍事活動に効果的に貢献する目標に対する臨検は、むしろ交戦当事者の義務として、攻撃の際の予防措置を構成することとなる。

(2) 攻撃に至らない措置

伝統的な海戦法規において、攻撃の認められない船舶に対しては一定の要件に基づく干渉しか認められていなかった。交戦国による干渉は、敵船、中立国船舶による禁制品の輸送、海上封鎖の侵破、非中立的役務への従事といった捕獲の対象に合致する疑いのある船舶に対する臨検と捜索から始まり、拿捕、引致、捕獲審検、押収の一連の手続きを通して行われてきた。

捕獲の対象としての敵の船舶及び貨物は、一定の種類船舶を除き捕獲の対象となる¹⁰²⁾。いかなる場合に船舶や貨物が敵のものとなされるかについて、サンレモ・マニュアルは船舶が交戦国の旗を掲げていることを敵性の決定的な証拠であるとし¹⁰³⁾、その他にも登録、所有、傭船その他の基準によって敵性が決定されることを規定している¹⁰⁴⁾。

紛争の第三国船舶の捕獲についてサンレモ・マニュアルは紛争の第三国船舶上の禁制品は捕獲され¹⁰⁵⁾、禁制品を輸送する船舶についても捕獲の対象

(1987), p.7-23.

100) W. H. Boothby and W. H. v. Heinegg, *The Law of War: A Detailed Assessment of the US Department of Defense Law of War Manual*, (Cambridge University Press, 2018), pp.335-336.

101) *San Remo Manual*, p.187.

102) *San Remo Manual*, paras.135, 136.

103) *San Remo Manual*, para.112.

104) *San Remo Manual*, para.117.

105) *San Remo Manual*, para.147.

となることを規定し¹⁰⁶⁾、交戦国の設定した海上封鎖を侵破していると考えられる船舶についても捕獲の対象となることを規定している¹⁰⁷⁾。サンレモ・マニュアルは非中立的役務について特別の параグラフを設けていないが、拿捕の対象となる中立船舶を列挙する параグラフ146において、ロンドン宣言でいう敵対的援助に従事する紛争の第三国船舶の拿捕について、特に交戦国の軍隊に編入された乗客の輸送を特に企図した航海、交戦国の直接の管理、命令、傭船、使用又は指示の下での航海、船舶書類の偽造や欠如、破棄、損傷、隠蔽の場合及び海上作戦が行われている至近区域において交戦国が定めた規制の違反の場合に当該船舶が捕獲されることを列挙している。

サンレモ・マニュアルはまた、これらの非中立的役務に加えて、軍事目標である船舶もまた拿捕の対象となることを規定している¹⁰⁸⁾。もっとも、サンレモ・マニュアルは捕獲法に基づく拿捕と軍事目標であることに基づく拿捕を区別しており、対象が軍事目標である場合には捕獲審検の手続きを抜きに直ちに所有権が交戦国に移転するとしている¹⁰⁹⁾。このことはこれまで捕獲法の適用対象であった一部の船舶の行為態様の場合も含めて¹¹⁰⁾、軍事目

106) *San Remo Manual*, para.146 (a); 禁制品の定義についてサンレモ・マニュアルのpara.148は、「禁制品は、敵国の支配下にある領域に最終的に仕向けられ、かつ、武力紛争の用に供することのできる貨物と定義される」と規定している。

107) *San Remo Manual*, paras.98, 146 (f); 海上封鎖は宣言によって設定されなければならない、実効性によって維持され、公平に実施されなければならない (*San Remo Manual*, paras.93, 95, 100)。また、戦争犠牲者の保護のための人道的要件として、サンレモ・マニュアルは封鎖地域の文民たる住民の飢餓又は生存に不可欠な物品の供給の拒否を唯一の目的とする海上封鎖、及び予期される軍事的利益に対して文民たる住民に生じる損害が過度であるか、そのことが予期される海上封鎖を禁止している (*San Remo Manual*, para.102)。第二に、設定された海上封鎖の実施について、サンレモ・マニュアルは搜索を含む通過のための条件に従うことを前提として医療品の通過を認める義務と封鎖地域の文民たる住民が生存に不可欠な食料その他のものが適切に供給されていない場合に先の条件に加えて公平な分配の保証の下で食料その他の不可欠な送付品の自由な通過を認める義務を規定している (*San Remo Manual*, paras.103, 104)。

108) *San Remo Manual*, para.146.

109) *San Remo Manual*, p.187.

110) 例えば、ロンドン宣言は敵対行為に直接加わった船舶や、敵を利用する情報の伝達にもっぱら従事する船舶を重度の敵対的援助であるとし、当該船舶が捕獲の対象であり、敵船と同様に取り扱われることを規定している (ロンドン宣言46条)。しかし、サンレモ・マニュアルの規

標に基づく拿捕が捕獲制度に基づく拿捕と全く異なることを示している。

Ⅲ. 非国際的武力紛争における海戦の規律

1. 法執行パラダイムの非国際的武力紛争における海戦への適用

法執行パラダイムにおける海洋法レジームの下で国は内水についてのみ完全な管轄権を行使することができる。他の水域における国の管轄権行使は制限されており、領海については有害であるか、通航ではない使用や沿岸国法令の違反について、接続水域については通関上、財政上、出入国管理士又は衛生上の法令の違反について、排他的経済水域及び大陸棚の上部水域については主権的権利を保護するための管轄権行使のみが認められている。公海においては原則として外国船舶に干渉できないが、公海海上警察権及び追跡権を行使する場合にのみ例外的に国は管轄権を行使することができる。これらは海洋法レジームにおける旗国の強い地位と外国船舶への干渉の困難さを示すものである。

そして、国連海洋法条約に基づく海洋法の一般的レジームで対処できない脅威や問題に対しては個別条約に基づく管轄権の行使を確認してきた。それらの条約は国連海洋法条約では認められないような旗国以外の国による管轄権の行使を認めている一方で、旗国の排他的管轄権を依然として尊重していること、また条約として対象となる旗国の許可を事前に得ているとも捉えられる点で必ずしも法執行パラダイムの枠組みを否定するものではない。それどころか、例えば麻薬及び向精神薬の取り締まりのレジームについては国連海洋法条約上国際協力が義務付けられていることや、海洋汚染防止のレジームはIMOの枠組みにおいて策定されていることなど、これらの個別条約は

定に従った場合、敵対行為を行ったり、交戦国の情報システムに統合され、または支援したりする船舶は軍事目標であり、拿捕の対象となる (*San Remo Manual*, paras.60, 67)。このとき、それらの船舶の拿捕は捕獲法ではなく、軍事目標であることに基づいて行われ、捕獲審査手続きを経ることによって拿捕の手続的正当性を確保する必要がない。

国連海洋法条約を補完するものとして機能していると位置づけられる。このことは旗国の排他的管轄権の強い地位がこれらのレジームにおいても維持されていることを示している。

非国際的武力紛争において叛徒が紛争の第三国船籍の船舶を活用し、また国家領域に関わりなく広範な活動に従事していることを考えたとき、法執行パラダイムの下で叛徒に対処することには大きな限界が存在することを示している。少なくとも国連海洋法条約を中心とするレジームに沿った場合、国は管轄権行使に対する領域的、事項的な限界から追跡権行使の場合を除き公海上の叛徒に対処できない。

2. 敵対行為パラダイムの非国際的武力紛争における海戦への適用

非国際的武力紛争に適用される武力紛争法について、ジュネーヴ諸条約共通3条が、「締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争」として締約国の領域に言及し、第二追加議定書の1条においても「締約国の領域」が言及されていることから非国際的武力紛争に適用される武力紛争法が紛争のある国全体に適用されることが主張されている。もっとも、このことは領域の外で生じた叛徒と政府の行為に対して非国際的武力紛争に適用される法が適用されないこと、またはそうした武力紛争がただちに国際的武力紛争に転換することを意味しない。武力紛争という事象の特別さから、叛徒と政府の間の行為については、その文脈に応じて武力紛争法が適用される¹¹¹⁾。この点で、武力紛争法の適用に地理的な要因はほとんど考慮されず、国際公域である公海であっても同様であろう。

非国際的武力紛争における海上の目標への攻撃について、攻撃に関する規則は国際的武力紛争の場合と同様に適用可能であるとされている。そして、国際的武力紛争におけると同様に、非国際的武力紛争における海上への目標

111) Y. Dinstein, *Non-International Armed Conflict in International Law*, (Cambridge University Press, 2014), pp.206-207; S. Sivakumaran, *The Law of Non-International Armed Conflict*, (Oxford University Press, 2012), pp.250-252.

への攻撃においても、その艦船の海洋法上の性質は問題とならないとされている。つまり、非国際的武力紛争の海戦において、紛争の第三国船舶への攻撃は対象が武力紛争法上の軍事目標である限り認められる¹¹²⁾。なお、非国際的武力紛争における海上の目標への攻撃において用いられる戦闘の手段・方法の制限についても国際的武力紛争と同様であることが指摘されている。非国際的武力紛争において交戦の当事者は砲弾や誘導弾といった手段に加え、機雷についても関連する規則を遵守することで合法に使用することができる¹¹³⁾。

他方で、攻撃に至らない措置に適用される規則については非国際的武力紛争に適用できない¹¹⁴⁾。捕獲や干渉の正当性を確認する捕獲審査所の設置や特に禁制品と海上封鎖についてはそれらの設定を捕獲法が規定していることから権限付与の性質を有しており、そのために「人道化」の観点からの非国際的武力紛争への国際的武力紛争に適用される規則の移植に妥当せず、また慣習法としても成立していない。もっとも、このことがいわゆる非国際的武力紛争において海上経済戦が戦えないことを意味しないことは既に確認した通りである。船舶への攻撃を通して海上経済戦は遂行されうる。ただし、この場合においても、戦争継続努力への統合ではなく軍事活動への効果的な貢献の基準を採用する場合に、攻撃から得られる軍事的利益には近い関連性が求められることから、攻撃に至らない措置において認められるほどの広範な強制措置をとることはできない。

112) Heinegg, *supra* note 17, pp.220-221, 224-225; フィンク (M. D. Fink) はその理由として船舶が敵性を獲得し、旗国との連関を失うためであるとしている (Fink, *supra* note 16, p.179)。もっとも、敵性の概念については例えばサンレモ・マニュアルが攻撃に至らない措置と関連して述べているなど (*San Remo Manual*, paras.112, 117)、非国際的武力紛争に適用可能かどうか疑いがある。

113) Heinegg, *supra* note 17, pp.221-222.

114) *Ibid.*, pp.226-227; Heinegg, *supra* note 39, pp.939-941; Turkish National Commission of Inquiry, *Report on the Israeli Attack on the Humanitarian Aid Convey to Gaza*, (2011), p.62; Guilfoyle, *supra* note 17, pp.192-194.

3. 法執行パラダイムと敵対行為パラダイムの関係

法執行パラダイムと敵対行為パラダイムの非国際的武力紛争における適用を確認してきた。国家領域における対処において、法執行パラダイムと敵対行為パラダイムの適用の帰結に大きな差異はない。どちらのパラダイムの適用によっても同様に叛徒に対処することができることを考えたとき、船舶の保護の観点からは実力の行使の敷居の高い法執行パラダイムによる規律が望ましいとさえ言えるだろう。

他方で、公海については法執行パラダイムと敵対行為パラダイムの適用の差異は大きい。法執行パラダイムにおいて、追跡権の行使の場合を除いては個別条約や公海海上警察権として認められる例外を除いて国に外国船舶に対する管轄権の行使が認められていない。一方で、敵対行為パラダイムの下では軍事目標であるいかなる船舶に対しても攻撃からの保護が与えられない。どちらのパラダイムの適用が優越するかによって、船舶の保護の程度は大きく変わる事となる。もっとも、本稿の対象とする非国際的武力紛争の文脈において、攻撃に至らない措置に関する規則が適用できないことから軍事目標ではない船舶に関しては法執行パラダイムが適用される。この点で、敵対行為パラダイムの適用可能性こそが補完的であるともいえる。

以上、非国際的武力紛争において敵対行為パラダイムが適用される場合の重層的な適用を確認した。それでは、いかなる場合において非国際的武力紛争の海戦に敵対行為パラダイムが優先して適用されるのであろうか。それには前提として、非国際的武力紛争が存在していなければならない。この非国際的武力紛争は国際的武力紛争と異なり、国と一定以上組織化された集団との一定以上の烈度ある暴力の応酬が存在する場合に生じる。そして、武力紛争が存在し、その武力紛争とのつながりがあるところに武力紛争法は適用される¹¹⁵⁾。

115) G. Gaggioli, *The Use of Force in Armed Conflicts Interplay between the Conduct of Hostilities and Law Enforcement Paradigms*, (ICRC, 2013), <https://www.icrc.org/en/doc/>

この武力紛争法の適用が法執行パラダイムと重層的に存在する状況において、敵対行為パラダイムの優先的適用が認められるために2つの要素が考慮されるべきであるとされる。一つは影響を受ける対象が紛争地域 (Conflict Zone) に所在しているか否かであり、もう一つは暴力の烈度と政府による支配の程度である¹¹⁶⁾。

非国際的武力紛争における武力紛争法の地理的適用範囲は必ずしも紛争当事国の領域に限定されるものではない。他方で、このことは国際的武力紛争の場合のように紛争当事国の領域と国際公域の戦闘が行われうる全ての領域に武力紛争法が適用されることを意味しているわけでもない。非国際的武力紛争においては紛争地域に武力紛争法が適用され、紛争地域の外では法執行パラダイムの適用が優先される。もっとも、紛争地域とは敵対行為が起こっている領域の部分には限定されず、武力紛争法による保護の必要な領域が含まれると解される¹¹⁷⁾。

烈度と支配の要素について、敵対行為パラダイムは対象が実際の敵対行為の状況にある場合にのみ適用されるとされた。このとき、敵対行為の生じている場所が政府による支配を欠いている場合、そこでの暴力の応酬に法執行パラダイムの適用される可能性は極めて低いものとなり、敵対行為パラダイムが適用される¹¹⁸⁾。この支配の要素は紛争地域の概念と競合するものではない。紛争地域においても政府の支配が強力であり、暴力の烈度が低い場合には法執行パラダイムが適用されうる¹¹⁹⁾。

烈度の要素とも関連して、メルツァー (N. Melzer) は武力闘争が武力紛

assets/files/publications/icrc-002-4171.pdf, (accessed 30 March 2020), p.5.

116) *Ibid.*, pp.17-18.

117) *Ibid.*; 非国際的武力紛争の烈度と組織性の要件については、(松山沙織「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所による非国際的武力紛争の定義とその意義(二・完)」『阪大法学』65巻4号(2015年)108-114頁)を参照。

118) *Annual Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights and Reports of the Office of the High Commissioner and the Secretary-General, Outcome of the Expert Consultation on the Issue of Protecting the Human Rights of Civilians in Armed Conflict*, A/HRC/11/31, (2009), para.14.

119) Gaggioli, *supra* note 115, pp.18-19.

争法上の「敵対行為」にあたる場合、特に対象が合法的な軍事目標であれば、その場所で敵対行為パラダイムが優先的に適用されるとする¹²⁰⁾。武力紛争法上の敵対行為とは、軍事行動の概念よりも限定的であるが、攻撃の概念よりは広いものであり¹²¹⁾、暴力行為であるか否かに関わらず、武力紛争の一方の当事者のために直接的に敵を害する行為であるとされる。この中には敵の通信網への干渉のための送電の遮断や、道の閉鎖が含まれうる一方で、金銭的な支援や軍事訓練の提供、武器の製造や供給といった間接的な行為で一般的な戦争努力は含まれない¹²²⁾。

もともと、これらの基準は本稿の対象とする海上で戦われる非国際的武力紛争に直接適用することは難しいだろう。第一に海上の支配は極めて流動的であるために陸戦と同様の地理的な基準の適用が困難なためであり、第二に最初に述べたように海上での武力紛争が個々の兵士ではなく艦船によって戦われるためである。特に後者について、物である艦船は敵対行為の道具となることはあっても、敵対行為を自ら行いえない点で「敵対行為」基準の適用は妥当ではない。物の軍事目標性は人の行為の性質とは別個に評価される¹²³⁾。

物である船舶への敵対行為パラダイムの適用に関しては物についての攻撃の合法性を決定する軍事的利益概念が適用されなければならない。物について、軍事目標とは、「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」¹²⁴⁾である。ここで軍事的利益の限定として述べられている「具体的かつ直接的」という文言は

120) N. Melzer, *Targeted Killing in International Law*, (Oxford University Press, 2008), p.277; 実行に関して、*Ibid.*, pp.395-397.

121) *Ibid.*, p.269.

122) *Ibid.*, pp.275-276; N. Melzer, “Conceptual Distinction and Overlaps between Law Enforcement and the Conduct of Hostilities,” in T. D. Gill and D. Fleck, eds., *The Handbook of the International Law of Military Operations*, 1st ed., (Oxford University Press, 2010), p.40.

123) See, Melzer, *supra* note 37, p.56.

124) 第一追加議定書52条2項を参照。

広く解される¹²⁵⁾。海戦の文脈において軍事目標性の獲得はサンレモ・マニュアルに列挙されたような直接的な敵対行為への貢献の場合のほかに、単なる軍事物資の輸送についてもありうることが述べられている。しかし、船舶が戦争継続努力に統合されていることのみに基づく軍事目標の認定は難しいとされており、軍事活動に効果的に貢献していることが求められていることを考えたとき、敵対行為基準について述べられたことと同様に戦いを続けるための資金を得ることに従事しているだけの船舶に敵対行為パラダイムを適用することは難しいように思われる。これは、人に対する敵対行為パラダイムの適用と船舶に対する敵対行為パラダイムの適用基準がそれぞれ異なっているととしても、実際の保護の差異がそれほど大きくないことを示しているかもしれない。

軍事目標主義上の軍事的利益概念が敵対行為パラダイムに特有の概念として武力紛争の文脈の下での実際の保護を船舶にもたらしめるものであることは明らかであり、軍事目標主義の適用される場合において敵対行為パラダイムを規律する武力紛争法は特別法として、法執行パラダイムを規律する諸規則に優先して適用される¹²⁶⁾。もちろん、攻撃の時点において具体的かつ直接

125) 均衡原則を規定する第一追加議定書の条文について、「具体的かつ直接的な軍事的利益」とは個別の攻撃からではなく攻撃全体 (as a whole) から得られるものを含むとする解釈宣言をオーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、スペイン及びイギリスが行っている。また、第一追加議定書の締約国ではないが、アメリカの武力紛争法マニュアルは同様の理解を述べている (*DoD Manual*, para.5.12.2.1)。「攻撃全体」という文言の捉え方によって攻撃から得られる効果がどこまで軍事的利益として認められるかについて、第二次世界大戦におけるノルマンディー上陸作戦の陽動として行われたパード＝カレー攻撃が軍事的利益を広く捉えた例として挙げられる (M. Bothe, et al., *New Rules for Victims of Armed Conflict*, (Nijhoff, 1982), para.2.4.4.on art.52.)。他方で、具体的かつ直接的な軍事的利益には少なくとも戦争の勝利のような遠大な結果は含まれないとされる (see, *U. K. Manual*, para.5.33.3.)。

126) もっとも、実際の国家実行はさほど明確ではない。例えば、LTTEの商船隊に対してスリランカ海軍はその船舶を公海上で撃沈している。これは叛徒の商船隊の対処に敵対行為パラダイムを採用したものであると言えよう。他方で、Operation Enduring Freedom や Operation Active Endeavour における多国籍軍の活動の根拠とされるものは様々であり、武力紛争法の適用を主張する諸国も干渉の際に関係者の同意の獲得を目指したことを考えたとき (Fink, *supra* note 16, pp.173-178)、行為の法的性質の一律の判断は困難であろう。もっとも、両者

的な軍事的利益を有さず軍事目標とならない船舶について法執行パラダイムが適用されるべきであることは言うまでもない。

まとめにかえて

非国際的武力紛争の文脈で戦われる海戦において、敵対行為パラダイムの優先は軍事的利益概念の適用に基づいて判断される。軍事的利益概念の内包する攻撃と軍事的利益の近接性の要求は陸戦や人に対して適用される敵対行為の基準と同様に、非国際的武力紛争における敵対行為パラダイムの際限なき適用を妨げるものであるといえるだろう。もっとも、敵対行為パラダイムとしての軍事目標主義の適用が法執行パラダイムにおいて保護の対象であったものの保護を奪うことには変わりはない。この点で、非国際的武力紛争の海戦に敵対行為パラダイムが適用できる状況にあったとしても、陸戦の場合と同様に国はより抑制的な手段を選択するように努めると同時に、敵対行為パラダイムを選択したことについて十分な説明を行わなければならないといえる。

そして、非国際的武力紛争における海戦への敵対行為パラダイムの適用と外国船舶への攻撃が認められることは攻撃の際の予防措置として船舶に対する臨検と捜索がむしろ義務として認められなければならないことをも意味する。このことは「人道化」としての敵対行為パラダイムの非国際的武力紛争への導入が戦争犠牲者の保護を法益の中心とすることによって、海洋における航行の自由に関する国家中心的な秩序を浸食するものであるとも言えよう。

なお、本稿は海洋で活動している船舶に対する強制行為の規律について検討したものの、紛争当事国の非国際的武力紛争における区域的な航行制限の

のパラダイムで管轄権行使が重複している分野における実際の対処活動の法的区分の困難さは海上経済戦ではない海戦の場合も同様である（陸戦に関する区別の困難さについて、田村恵理子「非国際的武力紛争における人道と人権法の関係」『国際法外交雑誌』109巻1号（2010年）72-73頁）。

設定可能性やその根拠については検討できなかった。イスラエルによるガザ回廊の海上封鎖の実行からも示される通り、区域的な航行制限は非国際的武力紛争における海戦の手段・方法として利用されている事実がある。非国際的武力紛争における海戦の規律の全体像を明らかにするためには非国際的武力紛争の文脈において設定される区域的な航行制限に関する研究もまた行われなければならない。